

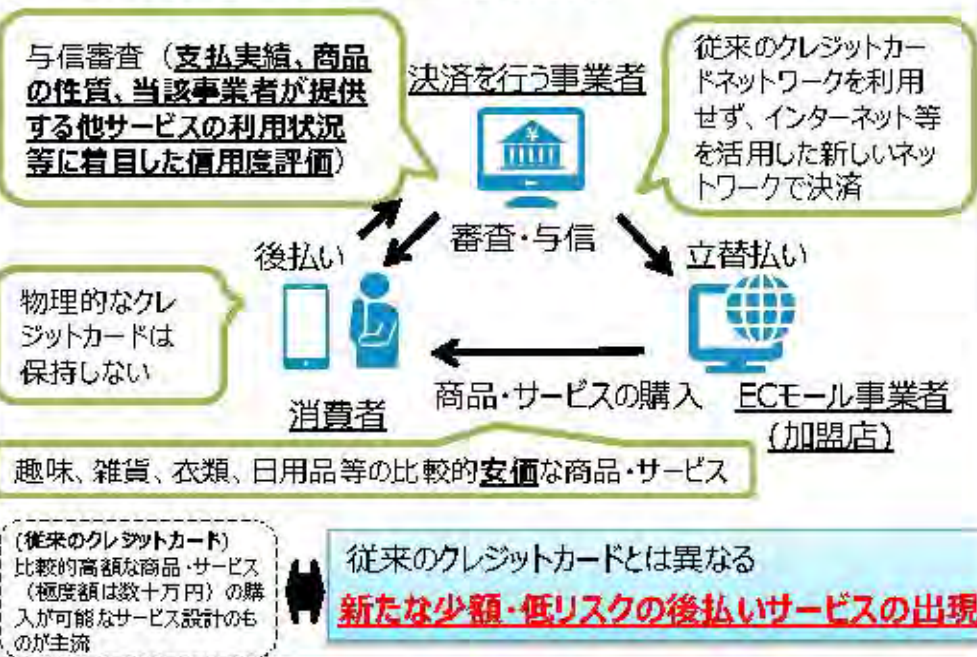
当面の制度化すべき課題に係る考え方 及び具体的な措置

リスクベース・アプローチ

少額・低リスクの後払いサービス

- 従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、**少額な範囲で高度な与信リスク管理手法を活用した新たなサービス（少額・低リスクの後払いサービス）**の展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。
- 従来とは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにも関わらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、**事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている**（一部の民事ルール等を除く）。

少額・低リスクの後払いサービス（例）



「少額・低リスクの後払いサービス」の特徴

- 従来のクレジットカードサービスに比べて、**極度額が少額**に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい。
- テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より**高度な与信リスク管理**が可能となっている。

少額の「極度額」の範囲

- 主として日常生活・趣味等の支払が想定される
 - 事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標である
 - 消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現してきている等
- 極度額ベースで10万円程度**が想定される。
（このため、個々の利用者の極度額は与信審査により概ね数千円から数万円程度の範囲で設定される。）

新たに登場している少額・低リスクの後払いサービスについては、**事業展開を円滑化することにより、消費者の利便性を向上**させるものであり、こうしたサービスを提供する事業者については、**消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課す**ことが適切である。

(参考1) 包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

条文	規制項目	概要
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査 (極度額30万円以下であって一定の場合等を除く)
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
第30条の5の2	業務の運営に関する措置	取得した利用者の情報の適正な取扱いのために必要な措置
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の3	契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限	支払総額及び法定利率による遅延損害金の合計を超える請求の禁止
第30条の2の4	契約解除等の制限	20日以上相当な期間を定めて書面で催告
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2第4項	純資産額(登録拒否要件)	資産 - 負債 ≥ 資本金又は出資額×百分の九十
第33条の2第3項	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2第11項	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第33条の2第8項、第9項	体制整備(反社会的勢力排除)	暴力団員等がその事業活動を支配する法人等

その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務

リスクベース・アプローチの導入と具体的な制度措置

- テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。
- そこで、少額・低リスクの後払いサービスを提供する事業者を新たに「少額包括信用購入あっせん業者（仮称）」とし、登録制度を創設する。

少額・低リスクの後払いサービス

- ・少額(極度額10万円以下)の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービス
- ・ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理

「少額包括信用購入あっせん業者（仮称）」の新設

FinTech企業のビジネス特性を踏まえつつ、以下の項目について見直しを行う。

規制項目	現状	具体的制度措置	措置の背景
純資産要件	(資産－負債) ≥ 資本金又は出資額×百分の九十	- (資産－負債) が負の値でないことかつ - 単体でなくグループで要件を満たすこと又は - 事業開始から5年以内に要件を満たすこと	等を許容 主たる担い手として想定されるFinTech企業の事業特性上、多額の初期投資を中長期的に回収するケースが多い。
資本金要件	2,000万円以上	登録要件としては課さない。	現行制度は旧商法上の株式会社の最低資本金が1,000万円とされていること等を踏まえて設定されたものであるが、平成17年に会社法が制定され、最低資本金制度は廃止されている。 また、会社規模が小さい事業者の登録が見込まれることや、個々の取引額は少額であると想定され、加盟店を営する可能性が相対的に低いこと等を踏まえ措置。
与信審査体制のあり方	支払可能見込額調査	技術・データを用いた 適正な与信審査手法・体制の整備	
契約解除前等の催告期間	20日間以上	7～8日間以上	主たる担い手として想定されるFinTech企業の債権回収モデル等を踏まえ措置。
(以下非法律事項)			
取引条件表示	全文表示が必要	取引条件の表示義務に関する規制を柔軟化し、例えば、具体的な算定例や特約について、URL表示による記載をすることを認める。	(参考) ・ 貸金業法…規制はない。 ・ 民法…「相当の期間」とされ、判例・通説では3日程度 主たる担い手として想定されるFinTech企業のUI・UXをより重視するサービス特性や利用者の利便性を踏まえ措置。
社内体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業部門とは独立した監査部署を設けること ・ 研修に定期的に参加させること 	例えば、必須とされる「営業部門とは独立した監査部署」に代わる監査方法を認めることや、認定割賦販売協会が主催する研修の受講方法を柔軟化(e-learning等)することとする。	

(参考2) 割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

- 「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」について、リスクベース・アプローチを導入するにあたり、**FinTech企業のビジネス特性を踏まえた上で**、割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について整理を行うと、以下のようになると思われる。

リスクの性質	具体的制度内容	現行法の措置	少額・低リスクの後払いサービス		リスクベース・アプローチに基づく規制見直しの可否		
			極度額少額	高度な与信リスク管理			
消費者にとってのリスク	過剰与信防止	<ul style="list-style-type: none"> 支払可能見込額調査 支払可能見込額を超える与信の禁止 	少額の範囲のサービスであり、支払が過度に困難な債務を負うことは想定し難く、一部の規制の見直しは可能か。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少なく、一部の規制の見直しは可能か。	(与信審査における性能規定として別途検討)		
	契約条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> 取引条件についての広告表示規制 書面交付義務 			少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
			<ul style="list-style-type: none"> 取引条件の表示の書面交付義務 	具体的な表示方法について一定の見直しが可能と考え得るか。			
	苦情の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理体制の整備 	少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。			現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	カード番号の漏えい防止	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード番号等の適切管理 					
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の情報の適正な取扱い 	必ずしも低くはない。	リスクを踏まえ、措置が必要。			現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	金銭的な救済	<ul style="list-style-type: none"> 抗弁の接続 契約の解除等に伴う損害賠償の額の制限 	現行法上、4万円以上(リボ払い)は3万8千円以上に限定して規定。	—			導入済。
必ずしも低くはない。			—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。			
契約解除の猶予	<ul style="list-style-type: none"> 契約解除の催告 	クレジット債務が少額であることから、「20日の書面催告」までは不要。	—	「20日の書面催告」の部分を見直すことが可能と考え得るか。			
加盟店にとってのリスク	カード会社の延滞・貸倒れの防止	登録基準 <ul style="list-style-type: none"> 純資産要件 資本金要件 	クレジット債権が小口であり、リスクは分散されており、各加盟店への弊害は相対的に少ない。	延滞・貸倒れのおそれが少なく、カード事業者の財務、ひいては加盟店への弊害は相対的に少ない。	純資産要件・資本金要件について、一定の規制見直しを行うことが可能と考え得るのではないか。		
法令遵守に係るリスク	業務体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備 	主たる担い手として想定されるFinTech企業の特性を踏まえると、体制を一部簡素化しても十分な法令等遵守が図られる。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少ない。	体制の一部（例えば 監査方法等 ）について見直しが可能か。		
その他のリスク(社会的リスク等)	反社会的勢力による被害防止等	登録基準 <ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力排除等 	—	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。		